

大 市 こ 号 外
令和4年6月1日

保護者の皆様へ

大村市長 園田 裕史

新型コロナウイルス感染拡大防止策の徹底について(お願い)

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨日、長崎県が発表した市内の新規感染者数が133人と、これまでの最高人数である76人を大幅に上回り、同日付けで別紙のとおり市長メッセージを発出しました。

中でも未就学児や学生の割合が約4割を占め、市内の教育・保育施設等においても多数の感染が確認されております。

保護者の皆様におかれましては、普段から感染等への不安を抱え、感染防止に配慮しながらお過ごしのことと思いますが、現在の感染者の増加の波を抑え、今後も安全に子供たちの教育・保育を続けていくために、改めて下記の点について、これまで以上の徹底をお願い申し上げます。

記

1 ご家庭等における基本的な感染防止対策及び体調の管理について

ご家庭内での感染を防ぐため、会話時のマスクの着用、手指消毒、密を避ける、定期的な換気等についてこれまで以上に徹底をお願いします。

また、お子様の体調の変化を把握するためには、毎朝の検温が不可欠です。

必ずご家庭において体温計で体温を測定の上、施設を利用されるようお願いいたします。

なお、送迎をされる保護者様についても、体温を測定し、体調管理に努められますよう、併せてお願いします。

2 風邪症状等がある場合の利用自粛について

お子様に熱や咳、嘔吐、鼻水などの風邪症状がある場合は、医療機関を受診していただき、症状が治まるまでの間は施設利用の自粛をお願いします。

なお、お仕事等により、病気療養中のお子様をご家庭で看ることができない場合は、病児保育の利用も可能です(陽性者や濃厚接触者となっている場合等のご利用できません。また、当日の受入状況により利用できない場合があります。)

※市内の病児保育施設の利用についてはこちらをご確認ください。



3 お子様やご家族が陽性者や濃厚接触者になった場合の対応について

陽性者の待機期間については、保健所から本人へ連絡がありますので、保健所の指示に従ってください。

また、濃厚接触者として待機している間に陽性になる等、状況が変わった際は待機期間等について保健所に確認の上、必ず施設へご連絡ください。

4 保育所等において感染者が確認された場合の対応及び人権への配慮について

保育所等において感染者が確認された場合、発生状況等を確認した上で、利用自粛要請等の対応について、市と施設で協議し、個別に判断を行っています。

自粛要請の対象となった場合は、できる限り利用を自粛していただきますようお願いいたします。お仕事の関係等によりご家庭で保育ができない場合は、各施設にご相談ください。

なお、感染者やそのご家族のプライバシーに配慮し、施設名やクラス名等の情報は公表しておりませんので、ご理解とご協力をお願いします。

大村市こども未来部こども政策課 教育・保育グループ 池田 施設利用グループ 松尾 電話：0957-54-9100
